

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告示  
○ 国土調査法による基本調査を実施する件 四四
- 道路の供用を開始する件 四五
- 国土調査法により地図及び簿冊を作成した件 四六
- 一般競争入札を行う件二件 四六〇

## 告 示

- 福島県告示第五百五十五号**  
 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第二条第一項第二号に規定する基本調査を次のとおり実施する。  
 平成二十七年八月四日
- 一 国土調査として指定された年月日  
平成二十七年七月六日
  - 二 調査を実施する者の名称  
福島県
  - 三 調査地域  
測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第二十七条第二項の規定により国土交通大臣の刊行した五万分の一の地形図のうち只見及び小林（福島県の区域に限る。）の図幅内の地域
  - 四 調査期間  
平成二十七年八月四日から平成二十八年三月三十一日まで
- 福島県知事 内堀雅雄
- （農村計画課）

福島県告示第五百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十七年八月四日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十七年八月四日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二五二号	大沼郡金山町大字越川字五十筋一 八一八番一地先から 同 郡同 町大字越川字五十筋一 八一五番一地先まで	平成二十七年八月四日

（道路計画課）

## 公 告

- 公告第七十九号**  
 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第二条第一項第三号による地籍調査を福島県南相馬市原町区の一部地区の土地について行い地図及び簿冊を作成したので、同法第十七条第一項の規定により公告する。その地図及び簿冊は、次のとおり一般の縦覧に供する。  
 平成二十七年八月四日
- 一 地図及び簿冊の名称  
福島県南相馬市原町区下渋佐、菅浜、雫及び泉の各一部の地籍図原図並びに福島県南相馬市原町区下渋佐、菅浜、雫及び泉の各一部の地籍簿案
  - 二 縦覧期間  
平成二十七年八月五日から同月二十四日までの二十日間（平成二十七年八月二十二日及び同月二十三日を除く。）
  - 三 縦覧時間  
縦覧期間中の午前九時から午後五時まで
  - 四 縦覧場所  
福島県相双建設事務所
  - 五 縦覧の結果、誤り等があると認められた場合は、右記の縦覧の期間内に、当該調査を行った者に対し、訂正の申出をすることができる。
  - 六 誤り等訂正の申出は、書面によることとなっているので、各自印章を持参すること。
- 福島県知事 内堀雅雄

七  
誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。

(農村計画課)

#### 公告第180号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける国道399号・（仮称）戸渡トンネル工事の請負について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成27年 8 月 4 日

福島県知事 内 堀 雅 雄

#### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする建設工事の件名及び数量 国道399号・（仮称）戸渡トンネル工事 一式
- (2) 工事番号 第15-41380-0140号
- (3) 路線名 国道399号
- (4) 工事箇所 福島県いわき市小川町上小川字下戸渡地内（仮称）戸渡トンネル
- (5) 工事概要 トンネル掘削1式（N A T M工法）、巻立て1式  
掘削 L = 758.8m、覆工 L = 766.8m
- (6) 工事日数 650日間

#### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) に掲げる条件を全て満足している共同企業体（2以上の者が当該入札に係る業務を共同連帯して請け負う場合における当該共同連結関係にある各者により構成される企業体をいう。以下同じ。）又は(2)に掲げる条件を全て満足している単独の者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

##### (1) 共同企業体の資格要件

ア 構成員の全てが(7)から(9)までに掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該共同企業体の代表である構成員が(7)から(9)までに掲げる条件を全て満足している者であること。

(7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項

各号のいずれにも該当しない者であること。

- (イ) 福島県の工事等請負有資格業者名簿に登録されている者にあつては、この公告の日から入札の日までの間に福島県から福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達）第2条、第3条第1項から第3項まで及び第6条の規定に基づく入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (ロ) 土木工事業（建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の土木一式工事の項に規定する土木工事業をいう。以下同じ。）に係る同法第15条の特定建設業の許可を受けている者であること。
- (ハ) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者にあつては、当該手続開始の決定の後に「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」（平成14年6月17日付け14監第813号土木部長通知）により資格の再認定を受けた者であること。
- (ニ) この公告の時点において有効な、かつ、最新の建設業法第27条の23第1項の審査（以下「経営事項審査」という。）の結果のうち、土木一式工事の総合評定値が800点以上であること。
- (ホ) 建設工事において、入札の時点において内空断面積（覆工後の内空面積）40m<sup>2</sup>以上のNATM工法による道路トンネル工事を単独で又は共同企業体の構成員として施工した実績を有する者であること。
- (ヘ) 1級土木施工管理技士の資格を有し、土木工事業に対応した監理技術者資格者証（建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証をいう。以下同じ。）の交付を受け監理技術者講習（建設業法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習をいう。以下同じ。）を修了している者（当該入札者と3月以上直接の雇用関係にある者に限る。）を監理技術者又は主任技術者として本工事現場に専任で配置できる者であること。
- (フ) この公告の時点で有効かつ最新の経営事項審査の結果のうち、土木一式工事の総合評定値が1,000点以上であること。
- (ク) 建設工事において、入札の時点において内空断面積（覆工後の内空面積）40m<sup>2</sup>以上かつ同道路トンネルで施工延長500m以上のNATM工法による道路トンネル工事を単独で又は共同企業体の構成員として施工した実績を有する者であること。
- (コ) 1級土木施工管理技士の資格を有し、土木工事業に対応した監理技術者資格者証の交付を受け監理技術者講習を修了している者で、建設工事において、入札の時点において内空断面積（覆工後の内空面積）40m<sup>2</sup>以上かつ同道路トンネルで施工延長500m以上のNATM工法による道路トンネル工事の施工管理経験（監理技術者又は主任技術者としての施工経験をいう。以下同じ。）を有する者（当該入札者と3月以上直接の雇用関係にある者に限る。）を監理技術者又は主任技術者として本工事現場に専任で配置できる者であること。
- イ 構成員は、2者又は3者であること。
- ウ 自主結成であること。
- エ 各構成員の出資比率は、2者の場合はそれぞれ30%以上、3者の場合はそれぞれ20%以上であること。ただし、出資比率が最大の構成員が当該共同企業体の代表であること。
- オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単体で本件入札に参加しないこと。
- カ 当該工事の施工計画が適切である者であること。
- (2) 共同企業体でない単独の者の資格要件
- ア (1)のアの(7)から(イ)まで及び(ク)から(コ)まで並びにカに掲げる資格要件を全て満足する者であること。
- イ 共同企業体の構成員として本件入札に参加しない者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
- 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(1)に掲げる者にあつては2の(1)のアの(ウ)及び(ク)から(コ)まで、イからエまで並びにカに掲げる事項について、2の(2)に掲げる者にあつては2の(1)のアの(ウ)及び(ク)から(コ)まで並びにカに掲げる事項について証明できる書類を添付して、技術提案書と合わせて、平成

- 27年8月18日（火）午後5時までに次の場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。  
郵便番号970-8026 福島県いわき市平字梅本15番地  
福島県いわき地方振興局出納室  
電話0246-24-6042
- 4 契約条項を示す場所及び期間  
3に掲げる場所において、平成27年8月4日（火）から同年9月30日（水）まで（土曜日、日曜日及び同年9月21日から同月23日までを除く。）の午前9時から午後5時まで  
なお、福島県いわき地方振興局出納室ホームページからダウンロードして入手することができる。
- 5 入札説明書等の配布に関する事項  
次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。  
(1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。  
(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- 6 入札及び開札の日時及び場所  
(1) 日時 平成27年10月2日（金）午後1時30分  
(2) 場所 福島県いわき合同庁舎4階大会議室（福島県いわき市平字梅本15番地）  
(3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成27年10月1日（木）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 7 入札保証金及び契約保証金  
(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249号第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。  
(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効  
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 入札方法  
(1) 本件入札は、総合評価方式一般競争入札により行う。  
(2) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
(3) 本件は、低入札価格調査制度適用工事である。
- 11 落札者の決定の方法  
(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、当該工事に係る技術提案が最低限の要求要件を全て満足している者のうち、次に掲げる式により算出された評価値が最も高い者を落札候補者とする。  
評価値＝技術評価点÷評価値算出価格×10,000,000  
ア 評価値には小数点以下の有効桁数を設けないが、評価値の表記については、小数点以下第5位を切り捨てる。ただし、評価値の表記が同じである場合は、評価値の表記が異なることとなる桁数まで表記する。  
イ 技術評価点は、標準点に加算点を加算した点とする。  
ウ 標準点は、3の入札参加資格の確認を受けた場合に付与される点であって、その点は100点とする。  
エ 加算点は、入札説明書で示す落札者決定基準に基づき技術提案書を審査して算出された点とする。  
オ 評価値算出価格は、基準価格設定型により設定する。  
(2) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者候補者の順位を決定する。
- 12 契約の成立

本工事の契約については、落札決定後に仮契約を締結し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年福島県条例第21号）第2条の規定に基づき、福島県議会の議決を得たときに成立するものとする。

ただし、契約の相手方の決定後、議決までの間に契約の相手方（法人である場合は、法人の役員又はその使用人）が逮捕されるなど反社会的な行為等があり、その者を契約の相手方とすることが適当でないと認めるときは、契約を締結しない。

なお、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害については、福島県は、これを一切賠償しない。

### 13 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他 詳細は、入札説明書による。

### 14 Summary

- (1) Nature and quantity of the contract : The construction work of the tentative name Towada-Tunnel on the Route399 1set
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 1:30 p.m., 2 October 2015
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 1 October 2015
- (4) Contact point for the notice : Treasury Office, Iwaki Development Bureau, 15 Umemoto Taira, Iwaki-shi, Fukushima 970-8026 Japan TEL0246-24-6042  
(いわき地方振興局出納室)

## 公告第181号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成27年8月4日

福島県知事 内堀 雅 雄

### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 マシニングセンター 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成28年3月22日（火）
- (4) 納入場所 福島県立二本松工業高等学校

### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

### 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成27年8月31日（月）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県出納局入札用度課  
電話024-521-7413

### 4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成27年8月4日（火）から同月31日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

### 5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3 に掲げる場所に同じ。
  - (2) 入札説明会の日時及び場所 平成27年8月10日（月）午後1時30分 福島県出納局入札用度課
  - (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成27年9月16日（水）午前10時30分 福島県出納局入札用度課（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成27年9月15日（火）午後5時までに必着のこと。）
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
  - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効  
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
  - (4) 契約書作成の要否 要
  - (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Machining Center 1set
  - (2) Time-limit of tender(by hand) : 10:30 a.m., 16 September 2015
  - (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 15 September 2015
  - (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7413

(入札用度課)